

瀬戸内海環境保全関連予算

参考資料3

| 番号 | 特別措置法<br>該当箇所 ※1 | 基本計画<br>該当箇所 ※2 | 府省名            | 施策名                | 施策の概要   | 平成29年度  |                      | 平成30年度  |                      | 平成31年度  |
|----|------------------|-----------------|----------------|--------------------|---|---|----------------------|---|----------------------|---|
|    |                  |                 |                |                    |   | 当初予算(百万円)   | 補正予算(百万円)            | 当初予算(百万円)   | 補正予算(百万円)            | 当初予算案(百万円)  |
| 1  | 12条の3            | 2(1)、8(1)       | 環境省            | 総量削減状況等モニタリング      | 海域ごとに発生負荷量を算定し、発生源別の汚濁負荷量の経年変化の解析を実施。海域の状況を把握するため、水質、プランクトン、底質及び底生生物等について調査を実施。                                     | 95の内数   | -                    | 126の内数  | -                    | 129の内数  |
| 2  | 12条の3            | 2(1)、8(2)       | 環境省            | 水質総量削減の方向性の検討      | 指定水域における水環境の現状等を整理し、次期総量削減の方向性の検討を行う。   | -   | -                    | 126の内数  | -                    | 129の内数  |
| 3  | 14条              | 2(1)            | 国土交通省          | 河川の直接浄化の取り組み       | 河川等の直接浄化を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。   | 水管理・国土保全関係予算<br>781,602の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>893,958の内数 | -                    | 水管理・国土保全関係予算<br>782,102の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>888,572の内数 | -                    | 水管理・国土保全関係予算<br>832,565の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>836,374の内数 |
| 4  | 14条              | 2(2)            | 環境省            | 浄化槽整備事業            | 生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備事業を支援する。  | 9,421の内数  | 1,000の内数             | 10,021の内数   | 1,000の内数             | 11,577の内数   |
| 5  | 14条              | 2(2)、6          | 国土交通省          | 下水道事業              | 水質の保全及び管理のため、下水道の整備や高度処理の導入に努める。健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、下水処理水の再利用に努める。   | 社会資本整備総合交付金<br>893,958の内数                               | -                    | 社会資本整備総合交付金<br>888,572の内数                               | -                    | 社会資本整備総合交付金<br>871,341の内数                               |
| 6  | 14条              | 2(2)、6          | 農林水産省          | 農業集落排水事業           | 水質汚濁や生活環境に係る被害発生の防止を図るため、農業集落排水施設の整備、改築を行う。併せて、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、処理水の再利用に努める。                                | 101,650の内数  | -                    | 91,650の内数   | -                    | 92,714の内数   |
| 7  | 14条              | 2(3)            | 国土交通省          | 河床の汚泥の除去           | 河川等における底質ダイオキシン類対策(浚渫除去等)対策を実施。   | 社会資本整備総合交付金<br>893,958の内数                               | -                    | 社会資本整備総合交付金<br>888,572の内数                               | -                    | 社会資本整備総合交付金<br>836,374の内数                               |
| 8  | 14条              | 5               | 国土交通省          | 循環型社会への貢献          | 港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面処分場を整備。   | 港湾整備事業費<br>232,057の内数                                   | 港湾整備事業費<br>27,991の内数 | 港湾整備事業費<br>232,754の内数                                   | 港湾整備事業費<br>38,033の内数 | 港湾整備事業費<br>238,573の内数                                   |
| 9  | 16条の2            | 2(5)、3(4)       | 国土交通省          | 海洋汚染の防除            | 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため瀬戸内海の閉鎖性海域(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に漂流する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収を行う。                                | 港湾整備事業費<br>232,057の内数                                   | -                    | 港湾整備事業費<br>232,754の内数                                   | 港湾整備事業費<br>3,433の内数  | 港湾整備事業費<br>238,573の内数                                   |
| 10 | 16条の2            | 3(4)            | 環境省            | 国立・国定公園の海域適正管理強化事業 | 国立・国定公園内の海域の適正管理を行うため、生物多様性の保全に関する業務や環境美化清掃等に関する業務等を行う。   | 87の内数   | -                    | 79の内数   | -                    | 87の内数   |
| 11 | 16条の2            | 3(4)            | 農林水産省<br>国土交通省 | 海岸漂着物の円滑な処理        | 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に流木等の処理を実施。 | -   | 災害関連事業の内数            | -   | 災害関連事業の内数            | -   |
| 12 | 16条の2            | 3(4)            | 環境省            | 海岸漂着物等地域対策推進事業     | 美しく豊かな自然を保護するため、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策等を行う。  | 400の内数  | 2,710の内数             | 400の内数  | 3,100の内数             | 400の内数  |

※1 瀬戸内海環境保全特別措置法に具体的な記載が無い施策については、3条(基本計画)としている。  
 ※2 瀬戸内海環境保全基本計画のうち、「第3 目標達成のための基本的な施策」の該当箇所を示している。

| 番号 | 特別措置法<br>該当箇所 ※1 | 基本計画<br>該当箇所 ※2 | 府省名   | 施策名  | 施策の概要   | 平成29年度                |           | 平成30年度                |                     | 平成31年度                |
|----|------------------|-----------------|-------|--|---|-----------------------|-----------|-----------------------|---------------------|-----------------------|
|    |                  |                 |       |  |   | 当初予算(百万円)             | 補正予算(百万円) | 当初予算(百万円)             | 補正予算(百万円)           | 当初予算案(百万円)            |
| 13 | 16条の2            | 3(4)、8(5)、8(6)  | 国土交通省 | 漂着ゴミ分類調査への協力                                 | 海洋環境保全思想普及・啓発活動の一環として、一般市民による漂着ゴミ分類調査に協力する。   | 158の内数                | -         | 172の内数                | -                   | 121の内数                |
| 14 | 17条              | 2(5)            | 環境省   | 油等汚染対策国内対応事業                                 | 油や危険物質及び有害物質の流出事故及び有害危険物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図(ESIマップ及びHNS-ESIマップ)の整備  | 3の内数                  | -         | 3の内数                  | -                   | 4の内数                  |
| 15 | 17条              | 2(5)            | 国土交通省 | 油流出事故対策                                      | 海洋への油流出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制の確立に努めるとともに、合同訓練の実施等により関係機関との連携の強化を図る。  | 158の内数                | -         | 172の内数                | -                   | 121の内数                |
| 16 | 17条              | 2(5)、3(4)       | 国土交通省 | 海洋汚染の防除(再掲)                                  | 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため瀬戸内海の閉鎖性海域(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に漂流する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収を行う。  | 港湾整備事業費<br>232,057の内数 | -         | 港湾整備事業費<br>232,754の内数 | 港湾整備事業費<br>3,433の内数 | 港湾整備事業費<br>238,573の内数 |
| 17 | 18条              | 1(1)、2(3)、8(2)  | 環境省   | 底層DOの改善等による水環境改善方策検討費                        | 貧酸素水塊等による課題を抱える水域において、効果的な底層DOの改善対策の検討を行う。  | 95の内数                 | -         | 126の内数                | -                   | 129の内数                |
| 18 | 18条              | 4、8(2)          | 農林水産省 | 赤潮・貧酸素水塊対策事業                                 | ・赤潮発生機構の解明及び発生予察を行うためのモニタリング体制を構築する。<br>・ノリの色落ち対策のため、最適な栄養塩供給手法の開発を支援。<br>・栄養塩類等が低次生産生物に及ぼす影響を解明する。                                       | 213の内数                | -         | -                     | -                   | -                     |
| 19 | 18条              | 4、8(2)          | 農林水産省 | 漁場環境改善推進事業                                   | ・赤潮発生機構の解明及び発生予察を行うためのモニタリング体制の構築するとともに赤潮の防御技術を開発する。<br>・ノリの色落ち対策のため、最適な栄養塩供給手法の開発を支援。<br>・栄養塩類等が水産資源に及ぼす影響を解明する。                         | -                     | -         | 185の内数                | -                   | 178の内数                |
| 20 | 18条              | 8(2)            | 環境省   | 環境技術実証事業(閉鎖性海域における水環境改善技術分野)                 | 閉鎖性海域における水質・底質・生物生息環境等の改善を図るため、既に実用化され、有用と思われる先進的環境技術について、第三者機関が実証を行う。  | 103の内数                | -         | 92の内数                 | -                   | 98の内数                 |
| 21 | 18条              | 8(2)            | 環境省   | 環境研究総合推進費S-13<br>持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発 | 瀬戸内海の水質管理を現在の一律管理から地政学的・社会的な特性および季節的な変動を考慮した湾灘管理に発展させるとともに、栄養塩管理と生物生息環境の保全・再生を通じて赤潮等の障害を起こさない健全な物質循環と高い生物生産性の実現を目標とした持続性の高い沿岸管理手法の開発等を行う。 | 5,293の内数              | -         | 5,107の内数              | -                   | -                     |
| 22 | 19条              | 4、8(2)          | 農林水産省 | 赤潮・貧酸素水塊対策事業(再掲)                             | ・赤潮発生機構の解明及び発生予察を行うためのモニタリング体制を構築する。<br>・ノリの色落ち対策のため、最適な栄養塩供給手法の開発を支援。<br>・栄養塩類等が低次生産生物に及ぼす影響を解明する。                                       | 213の内数                | -         | -                     | -                   | -                     |
| 23 | 19条              | 4、8(2)          | 農林水産省 | 漁場環境改善推進事業(再掲)                               | ・赤潮発生機構の解明及び発生予察を行うためのモニタリング体制の構築するとともに赤潮の防御技術を開発する。<br>・ノリの色落ち対策のため、最適な栄養塩供給手法の開発を支援。<br>・栄養塩類等が水産資源に及ぼす影響を解明する。                         | -                     | -         | 185の内数                | -                   | 178の内数                |
| 24 | 19条の2            | 4、8(2)          | 農林水産省 | 有害生物漁業被害防止総合対策事業                             | 都道府県の区域を越えて分布・回遊する有害生物による漁業被害に対して、被害対策を効果的・効率的に進めるため、出現状況・生態調査を行うとともに、漁業関係者等に情報提供を行う。<br>・漁業被害を防止・軽減するための取組を行う。                           | 535の内数                | -         | 469の内数                | -                   | 405の内数                |
| 25 | 19条の3            | 1(1)、2(3)、4     | 農林水産省 | 水産基盤整備事業                                     | 水産資源の回復を図る漁場の整備や漁場の生産力改善を図る藻場等の整備を行う。   | 70,000の内数             | -         | 70,000の内数             | -                   | 71,044の内数             |

※1 瀬戸内海環境保全特別措置法に具体的な記載が無い施策については、3条(基本計画)としている。

※2 瀬戸内海環境保全基本計画のうち、「第3 目標達成のための基本的な施策」の該当箇所を示している。

| 番号 | 特別措置法<br>該当箇所 ※1 | 基本計画<br>該当箇所 ※2                   | 府省名   | 施策名                                     | 施策の概要  | 平成29年度  |                      | 平成30年度  |           | 平成31年度  |
|----|------------------|-----------------------------------|-------|---|--|---|----------------------|---|-----------|---|
|    |                  |                                   |       |   |  | 当初予算(百万円)   | 補正予算(百万円)            | 当初予算(百万円)   | 補正予算(百万円) | 当初予算案(百万円)  |
| 26 | 19条の3            | 1(1)、4                            | 農林水産省 | 水産多面的機能発揮<br>対策事業                       | 水産業・漁村の多面的機能の発揮に資するため、漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動に対し支援を行う。  | 2,700の内数  | -                    | 2,700の内数  | -         | 2,755の内数  |
| 27 | 19条の3            | 4                                 | 農林水産省 | 栽培漁業総合推進事<br>業                          | トラフグやサワラ等の広域種について、資源造成効果の実証等に対する支援及び親魚、種苗、漁獲物の遺伝関係を調査。   | 117の内数  | -                    | 125の内数  | -         | -   |
| 28 | 19条の3            | 4                                 | 農林水産省 | 資源回復に向けた種苗<br>生産・放流(さけ・ます<br>等栽培対象資源対策) | トラフグについて、DNA親子判別技術等を用いた資源造成効果を把握する取組等を支援。<br>また、アサリ等の効果的・効率的な増殖手法の実証に対する支援。                              | -   | -                    | -   | -         | 573の内数  |
| 29 | 19条の3            | 4                                 | 農林水産省 | 二枚貝資源緊急増殖<br>対策事業                       | アサリ等の効果的・効率的な増殖手法の実証に対する支援。  | 47の内数   | -                    | 42の内数   | -         | -   |
| 30 | 19条の4            | 1(1)、8(2)                         | 環境省   | 豊かさを実感できる海<br>の再生事業                     | 瀬戸内海等の閉鎖性海域における課題に対応するため、湾・灘ごとの水質・底質・底生生物の変化状況の分析、栄養塩類と水産資源の関係に係る検討、藻場・干潟の分布状況調査、候変動による影響把握及び適応策の検討等を行う。 | 135の内数  | -                    | 109の内数  | -         | 118の内数  |
| 31 | 19条の4            | 1(1)、8(2)                         | 環境省   | 自然環境保全基礎調<br>査                          | 我が国の自然環境に係る基礎資料の整備を図るため、陸域、陸水域、海域の各領域について状況を調査する。  | 201の内数  | -                    | -   | -         | -   |
| 32 | 19条の4            | 1(1)、8(2)                         | 環境省   | ガンカモ類の生息調査<br>(自然環境保全基礎調<br>査業務の一部)     | 野生生物行政(鳥獣保護区の指定、ラムサール条約登録湿地の候補地抽出、感染症対策等)に必要な基礎資料とするため、日本におけるガン・カモ・ハクチョウ類の冬期の生息状況、渡来傾向を把握する。             | 23の内数   | -                    | 53の内数   | -         | 55の内数   |
| 33 | 19条の4            | 1(1)、8(2)                         | 環境省   | 重要生態系監視地域モ<br>ニタリング推進事業                 | 我が国の代表的な生態系の変化等を把握するため、全国約1000箇所に調査定点を設け、長期的・定量的モニタリング調査を実施。成果は公表し、各種施策の検討等に活用。                          | 210の内数  | -                    | 261の内数  | -         | 275の内数  |
| 34 | 19条の4            | 2(1)、8(1)                         | 環境省   | 総量削減状況等モニタ<br>リング(再掲)                   | 海域ごとに発生負荷量を算定し、発生源別の汚濁負荷量の経年変化の解析を実施する。  | 95の内数   | -                    | 126の内数  | -         | 129の内数  |
| 35 | 3条               | 1(1)                              | 環境省   | 自然公園等事業等                                | 国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備を行う。                                     | 8,606の内数  | 2,000の内数             | 9,094の内数  | 9,014の内数  | 11,641の内数   |
| 36 | 3条               | 1(1)                              | 環境省   | 国指定鳥獣保護区管<br>理強化費                       | 国指定鳥獣保護区の指定及び更新に当たっての鳥獣の生息環境等の調査や保護管理に必要な自然環境モニタリング等を行う。   | 23の内数   | -                    | 24の内数   | -         | 41の内数   |
| 37 | 3条               | 1(1)、1(3)、1(6)、<br>2(3)、3(2)、8(6) | 国土交通省 | 海域環境の保全・再<br>生・創出                       | 港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟の造成や深掘り跡の埋め戻し、及び港湾施設の建設・改良時における生物共生型機能の導入等を行う。                                  | 港湾整備事業費<br>232,057の内数<br>社会資本整備総合交付金等<br>1,999,694の内数 | 港湾整備事業費<br>27,991の内数 | 港湾整備事業費<br>232,754の内数<br>社会資本整備総合交付金等<br>2,000,308の内数 | -         | 港湾整備事業費<br>238,573の内数<br>社会資本整備総合交付金等<br>1,876,961の内数 |
| 38 | 3条               | 1(1)、8(5)                         | 環境省   | 自然再生活動推進費                               | 自然再生推進法に基づき、自然再生専門家会議の運営や自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施するもの。  | 9の内数  | -                    | 10の内数   | -         | 11の内数   |

※1 瀬戸内海環境保全特別措置法に具体的な記載が無い施策については、3条(基本計画)としている。

※2 瀬戸内海環境保全基本計画のうち、「第3 目標達成のための基本的な施策」の該当箇所を示している。

| 番号 | 特別措置法<br>該当箇所 ※1 | 基本計画<br>該当箇所 ※2 | 府省名   | 施策名                       | 施策の概要  | 平成29年度  |                        | 平成30年度  |                        | 平成31年度  |
|----|------------------|-----------------|-------|---------------------------|--|---|------------------------|---|------------------------|---|
|    |                  |                 |       |                           |  | 当初予算(百万円)   | 補正予算(百万円)              | 当初予算(百万円)   | 補正予算(百万円)              | 当初予算案(百万円)  |
| 39 | 3条               | 2(1)            | 環境省   | 水質環境基準検討事業                | 人の健康の保護・生活環境の保全のため、公共用水域における水質環境基準について、新たな項目の設定、見直し、類型あてはめ及び分析法の検討等を行う。  | 173の内数  | -                      | 171の内数  | -                      | 172の内数  |
| 40 | 3条               | 2(1)            | 環境省   | 排水対策推進事業                  | 人の健康の保護・生活環境の保全のため、排水の規制や処理技術及び排水管理手法の検討を行う。   | 107の内数  | -                      | 104の内数  | -                      | 67の内数   |
| 41 | 3条               | 2(4)            | 環境省   | PRTR制度運用・データ活用事業          | 事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と、環境保全上の支障の未然防止を図るため、化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づき、事業者によって把握・届出された人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量及び事業所外への移動量(PRTRデータ)の集計及び、事業者から届け出られる量以外に環境に排出されていると見込まれる排出量を推計を行い、これらを国民に公表する。 | 150の内数  | -                      | 188の内数  | -                      | 192の内数  |
| 42 | 3条               | 3(1)            | 環境省   | 国立・国定公園新規指定等推進事業費         | 国立・国定公園の区域や公園計画の見直し等に必要の調査を行う。   | 108の内数  | -                      | 83の内数   | -                      | 108の内数  |
| 43 | 3条               | 3(2)            | 農林水産省 | 農山漁村地域整備交付金<br>(森林基盤整備事業) | 森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村の生活環境の改善にも資する路網整備等への支援を行う。<br>また、水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防対策等を行う。   | 101,650の内数  | -                      | 91,650の内数   | 5,000の内数               | 92,714の内数   |
| 44 | 3条               | 3(2)            | 農林水産省 | 森林整備事業                    | 森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、間伐、路網整備等への支援を行う。   | 120,313の内数  | 12,500の内数              | 120,313の内数  | 18,211の内数              | 122,107の内数  |
| 45 | 3条               | 3(2)            | 農林水産省 | 治山事業                      | 森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を実施。  | 59,736の内数   | 19,500の内数              | 59,736の内数   | 19,516の内数              | 60,627の内数   |
| 46 | 3条               | 3(2)            | 農林水産省 | 森林病害虫等被害対策事業              | 森林病害虫等被害対策として、被害木の伐倒駆除等、必要な取組を実施。  | 718の内数  | -                      | 718の内数  | -                      | 715の内数  |
| 47 | 3条               | 3(2)            | 国土交通省 | 都市公園・緑地等事業                | 緑地等の保全を図るため、都市公園の整備及び特別緑地保全地区の指定を進める。  | 社会資本整備総合交付金<br>893,958の内数<br>防災・安全交付金<br>1,105,736の内数 | 防災・安全交付金<br>240,668の内数 | 社会資本整備総合交付金<br>888,572の内数<br>防災・安全交付金<br>1,111,736の内数 | 防災・安全交付金<br>297,459の内数 | 社会資本整備総合交付金<br>871,341の内数<br>防災・安全交付金<br>1,317,318の内数 |
| 48 | 3条               | 3(3)、3(6)       | 文部科学省 | 伝統的建造物群基盤強化               | 伝統的建造物群の基盤を強化し適切な保存と活用を図る。   | 1,523の内数  | 2,000の内数               | 1,753の内数  | 93の内数                  | 1,768の内数  |
| 49 | 3条               | 3(3)、3(6)       | 文部科学省 | 史跡等の保存整備・活用等(内数)          | 史跡等について保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。   | 21,437の内数   | 470                    | 21,487の内数   | 4,365の内数               | 21,573の内数   |
| 50 | 3条               | 3(5)            | 環境省   | エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業      | 国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を交付金により支援。   | 25の内数   | -                      | 25の内数   | -                      | 25の内数   |

※1 瀬戸内海環境保全特別措置法に具体的な記載が無い施策については、3条(基本計画)としている。

※2 瀬戸内海環境保全基本計画のうち、「第3 目標達成のための基本的な施策」の該当箇所を示している。

| 番号 | 特別措置法<br>該当箇所 ※1 | 基本計画<br>該当箇所 ※2 | 府省名            | 施策名   | 施策の概要   | 平成29年度   |   | 平成30年度  |  | 平成31年度  |
|----|------------------|-----------------|----------------|---|---|--|---|---|--|---|
|    |                  |                 |                |   |   | 当初予算(百万円)  | 補正予算(百万円)   | 当初予算(百万円)   | 補正予算(百万円)  | 当初予算案(百万円)  |
| 51 | 3条               | 3(6)            | 農林水産省<br>国土交通省 | 景観等に配慮した海岸<br>づくり                           | 海岸保全基本方針等に基づき、景観等に配慮した海岸保全施設の整備を推進。   | 海岸事業費27,749の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>893,958の内数<br>防災・安全交付金<br>1,105,736の内数<br>農山漁村地域整備交付金<br>101,650の内数 | 海岸事業費2,642の内数<br>防災・安全交付金<br>240,668の内数                 | 海岸事業費27,749の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>888,572の内数<br>防災・安全交付金<br>1,111,736の内数<br>農山漁村地域整備交付金<br>91,650の内数 | 海岸事業費8,515の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>27,444の内数<br>防災・安全交付金<br>297,459の内数<br>農山漁村地域整備交付金<br>5,000の内数 | 海岸事業費37,691の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>871,341の内数<br>防災・安全交付金<br>1,317,318の内数<br>農山漁村地域整備交付金<br>97,714の内数 |
| 52 | 3条               | 3(6)、8(5)       | 環境省            | 国立公園等民間活用<br>特定自然環境保全活<br>動(グリーンワーカー)<br>事業 | 国立公園の適正な管理等を行うため、地域住民によって構成される民間事業者等による清掃活動等を実施。  | 281の内数   | -   | 260の内数  | -  | 268の内数  |
| 53 | 3条               | 6               | 国土交通省          | 多自然川づくり                                     | 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行う「多自然川づくり」を実施。 | 水管理・国土保全局関係予算<br>781,602の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>893,958の内数   | 水管理・国土保全局関係予算<br>62,175の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>240,668の内数 | 水管理・国土保全局関係予算<br>782,102の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>888,572の内数  | -  | 水管理・国土保全局関係予算<br>832,565の内数<br>社会資本整備総合交付金<br>836,374の内数  |
| 54 | 3条               | 8(2)            | 国土交通省          | 海洋汚染調査の推進                                   | 汚染物質の広がり状態を把握するため、海水・海底堆積物の中の油分等の調査を行う。   | 5の内数   | -   | 5の内数  | -  | 5の内数  |
| 55 | 3条               | 8(2)、8(4)       | 国土交通省          | 海洋情報の一元化                                    | 海洋の利用・開発・保全の基礎となる海洋情報について、管理・提供を行う。   | 73の内数  | -   | 77の内数   | -  | 15の内数   |
| 56 | 3条               | 8(4)            | 環境省            | 水質関連情報利用基<br>盤整備事業                          | 水環境施策の推進を図るため、適切なシステムの運用により全国の常時監視測定結果の収集及びデータ解析等を行う。   | 30の内数  | -   | 30の内数   | -  | 30の内数   |
| 57 | 3条               | 8(6)            | 環境省            | 自然公園等ふれあい推<br>進事業                           | 国立公園等において、重点推進期間等における自然とふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等を行う自然公園指導員および自然解説等を行うパークボランティアを設置。                        | 10の内数  | -   | 9の内数  | -  | 9の内数  |

※1 瀬戸内海環境保全特別措置法に具体的な記載が無い施策については、3条(基本計画)としている。  
 ※2 瀬戸内海環境保全基本計画のうち、「第3 目標達成のための基本的な施策」の該当箇所を示している。